

浦安市規則第58号

浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則の一部を改正する規則

浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則（平成12年規則第38号）の一部を次のように改正する。

第4条中「とする」を「であって、市長が別に定める種類とする」に改める。

第5条を次のとおり改める。

（助成の制限）

第5条 法第45条第1項の規定による居宅介護住宅改修費の支給又は法第57条第1項の規定による介護予防住宅改修費の支給を受けられる場合に当該支給を完了していないときは、この規則の規定による助成はしない。

2 浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（令和4年規則第 号。以下「障がい者日具給付等規則」という。）の規定による給付等を受けられる場合に当該給付等を完了していないときは、この規則の規定による助成はしない。

第6条第3項を削り、同条第2項中「浦安市高齢者住宅改修費用の助成に関する規則」を「浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則」に、「第6条第1項ただし書」を「第6条第2項ただし書」に、「第6条第1項第2号」を「第6条第2項第2号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「補助対象経費」を「基準額」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

助成の基準額（以下「基準額」という。）は、改修費に相当する額から、居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費又は障がい者日具給付等規則の規定により日常生活用具の給付等に要した費用を減じて得た額のうち、30万円までの部分とする。

第7条に次のただし書を加える。

ただし、要介護認定若しくは要支援認定に関する情報又は介護保険の負担割合に関する情報について市が保有する情報により確認することに同意した

者については、第1号又は第2号の書類の添付は要しない。

第7条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 介護保険負担割合証

別記第1号様式を次のように改める。

別 記

第 1 号様式（第 7 条）

浦安市要介護者等住宅改修費用助成申請書

年 月 日

浦安市長 様

要介護者等住宅改修費用の助成を受けたいので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第 7 条の規定により、次のとおり申請します。

申請者	住所		電話番号	
	氏名		生年月日	年 月 日
住宅所有の状況	<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 借家			
改修場所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> その他 ()			
改修費用				円

注 次の書類を添付してください。

- 1 要介護認定又は要支援認定に係る結果通知書の写し
- 2 介護保険負担割合証
- 3 工事計画書（別記第 2 号様式）
- 4 工事図面
- 5 工事見積書
- 6 家屋所有者の改修工事承諾書（別記第 3 号様式）

同意署名欄

要介護者等住宅改修費用の助成の申請に当たり、以下の事項に同意するので署名します。

- 1 要介護認定又は要支援認定に関する情報について、市が保有する情報により確認すること。
- 2 介護保険負担割合に関する情報について、市が保有する情報により確認すること。
- 3 介護保険法第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は同法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費の支給額について、市が保有する情報により確認すること。

年 月 日

申請者氏名

別記第2号様式中「第7条第2号」を「第7条第3号」に、

「

浦安市

」

を

「

」

に改める。

別記第3号様式中「第7条第5号」を「第7条第6号」に、

「

浦安市

」

を

「

」

に改める。

別記第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第8条第2項）

第 号
年 月 日

様

浦安市長



浦安市要介護者等住宅改修費用助成可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありました要介護者等住宅改修費用の助成について、次のとおり決定しましたので、浦安市要介護者等住宅改修費用の助成に関する規則第8条第2項の規定により通知します。

1 助成を行う

助成対象者	住 所	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
改 修 場 所	<input type="checkbox"/> 浴室 <input type="checkbox"/> 便所 <input type="checkbox"/> 台所 <input type="checkbox"/> 居室 <input type="checkbox"/> 玄関 <input type="checkbox"/> その他 ()	
基 準 額		円
助成決定額	基準額に第6条第2項に定める割合を乗じて得た額 (1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)	

備考

- 1 工事完了届は、この通知日の翌日から起算して1年を経過する日までに行ってください。
- 2 申請事項に変更が生じたときは、浦安市要介護者等住宅改修工事変更届（別記第5号様式）により届け出てください。

2 助成を行わない

理 由	
-----	--

教示

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、浦安市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、浦安市を被告として（訴訟において浦安市を代表する者は浦安市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記第 5 号様式中「住 所 浦安市」を「住 所 」に改める。

別記第 6 号様式中「住 所 浦安市」を「住 所 」に、

「

浦安市

」

を

「

--

」

に改める。

別記第 7 号様式中

「

補助対象経費	円	
交付請求額	円	
希望する支払方法	<input type="checkbox"/> 窓口払い <input type="checkbox"/> 口座振替	
	金融機関名	
	口座番号	
	口座名義	

」

を

「

基 準 額	円	
交 付 請 求 額	円	
振 込 先	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
	口 座 名 義	

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前に浦安市障がい者等日常生活用具給付等事業の実施に関する規則（令和4年規則第 号）附則第2項の規定による廃止前の浦安市重度身体障がい者住宅改造費用の助成に関する規則第5条の規定により改造費の助成がなされた場合の第6条第1項に規定する基準額については、同項の規定により算定した額から当該助成した額を減じるものとする。